

次第

第3期第4回豊島区子どもの権利委員会

日時：令和5年3月24日（金）午後2時から

場所：豊島区役所本庁舎8階議員協議会室

1. 開 会

2. 報 告

（1）「(仮称)としま子どもの権利擁護センター」の開設について

＊「(仮称)としま子どもの権利擁護センター」の体制や開設スケジュール等の報告

（2）令和4年度「としま子ども会議」の実施報告について

＊「豊島区子どもの権利に関する条例」に規定されている「としま子ども会議」に関する
令和4年度の実施概要の報告

（3）令和4年度の子どもの権利に関する普及・啓発の取組について

＊令和4年度に実施した、子どもの権利に関する普及・啓発の取組の報告

3. 議 事

（1）子どもの権利保障に関する施策の検証

＊事務局から子どもの権利に関する施策の調査結果の説明及び委員による検証

4. 閉 会

【配布資料】

資料1 「(仮称)としま子どもの権利擁護センター」の開設について

資料2 令和4年度「としま子ども会議」実施概要

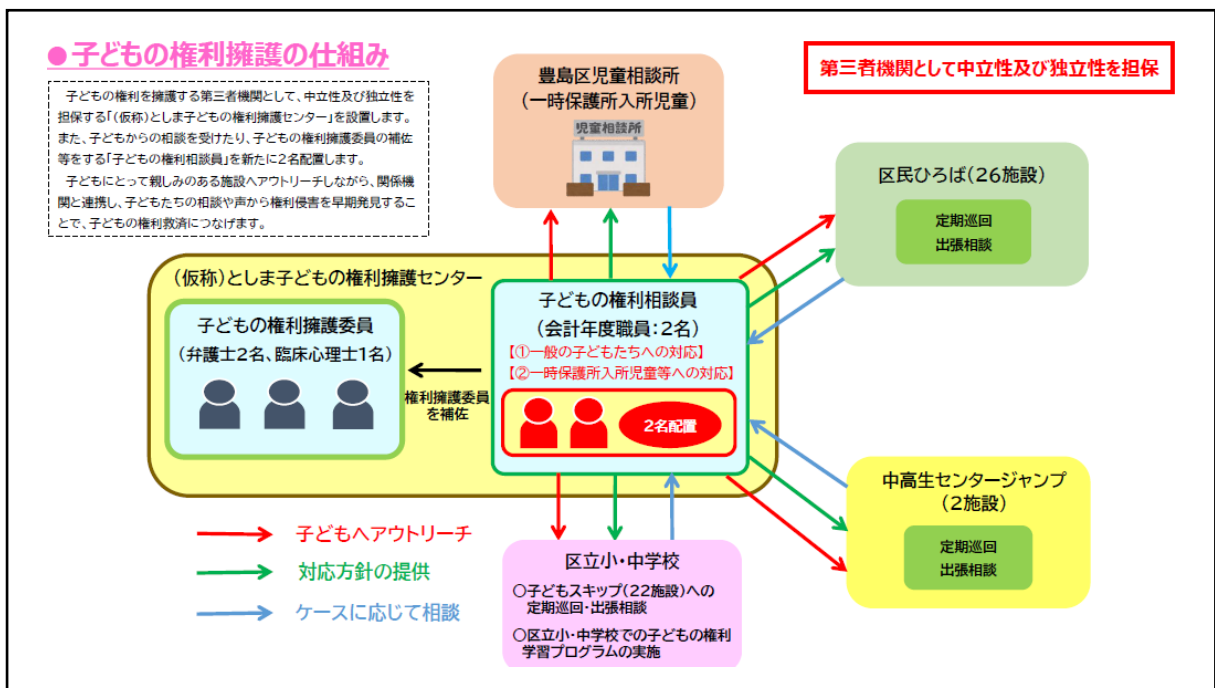
資料3 令和4年度子どもの権利普及・啓発等の取組について

資料4 子どもの権利保障に関する施策の調査

「（仮称）としま子どもの権利擁護センター」の開設について

「（仮称）としま子どもの権利擁護センター」は、子どもの権利侵害について早期発見又権利侵害からの救済・回復を図るための機関であり、中立性・独立性を担保された第三者機関である。

1. （仮称）としま子どもの権利擁護センターの仕組みについて



○子どもから直接もしくは子どもにかかわる施設等からの相談を受けながら、「子どもの権利侵害」にあたる事案等について早期発見、権利回復救済につなげる。

○権利侵害の申し立て等があった場合については、権利侵害にあたるかどうかを審議し、調査調整を行い、必要に応じて是正要請を行う。

（1）職員体制

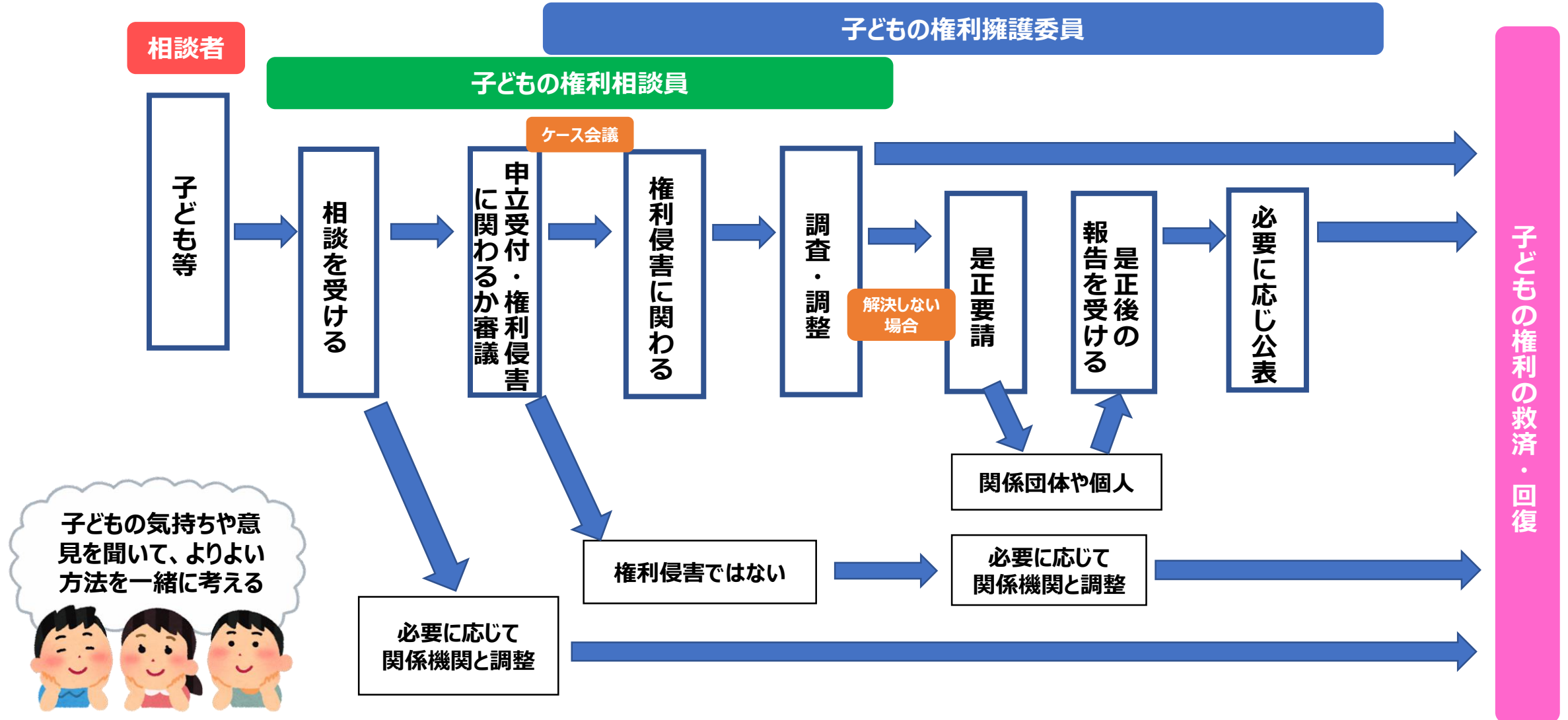
- ・事務局職員：係長 1 名、事務補助 1 名（想定）
- ・子どもの権利相談員：会計年度任用職員 2 名（想定）
- ・子どもの権利擁護委員：3 名（区長の附属機関）※月 4 回程度の出勤

（2）本格稼働：令和 5 年 9 月（予定）

（3）拠点施設：検討中

「（仮称）としま子どもの権利擁護センター」における子どもの権利相談・救済の流れ

- ・相談員は子どもや子ども居場所関連施設からの相談を受け、内容に応じて調査・調整しながら子どもの権利擁護委員につなげる。
- ・権利擁護委員は申立て等について、権利侵害に関わるか審議し、調査・調整を行い、必要に応じて是正要請を行う。



令和4年度「としま子ども会議」実施概要

1. 目的

「豊島区子どもの権利に関する条例」第20条第4項に基づき、子どもが区政等について話し合い、意見を表明する場を設けることで、区政に子どもの意見を反映するとともに「児童の権利に関する条約」や「豊島区子どもの権利に関する条例」に定める子どもの意見表明および社会参加の確保を図る。

2. 対象者及び参加者

区内在住または在学の概ね10歳（小学校4年生）～18歳の子ども・若者

令和4年度参加者：小学生13名、中学生1名、高校生4名 計18名

3. 実施内容

令和4年度「としま子ども会議」は、6月から11月にかけて新型コロナ感染対策を講じながら対面形式で意見交換を行った。第1回開催時には、政策経営部企画課の職員より「区の実情」についての講演会を実施。その内容を踏まえ、豊島区が「こんなふうになってほしい」「こういうことをしてみたい」を考え、テーマの分野が近い子どもたちで4チームを構成。各チームにはテーマに関係する区職員を「職員ファシリテーター」として配置し、区の実情等の助言や発表用資料作成等サポートをしながら進めた。

意見交換の結果は、議場にて発表する。

4. 各回の実施内容

①6月26日（日）：子どもたちへの趣旨説明、「区の実情」についての講演会実施

②7月24日（日）：テーマについて検討、チーム編成

★8月上旬～中旬頃：チームごとに区への訪問聞き取り調査を実施

③8月21日（日）：聞き取り調査を踏まえ意見交換

④9月25日（日）：発表資料作成

⑤10月23日（日）：発表資料作成

⑥11月27日（日）：発表リハーサル

⑦12月11日（日）：議場にて発表会

5. 各チームの発表テーマ

- ① みどりの創造・ごみ減量
- ② 防犯・防災
- ③ 参画と協働・多様性の尊重
- ④ 賑わいの創出・まちづくり

《令和4年度「としま子ども会議」開催の様子》



「区の実施」についての講演会



チームごとの意見交換の様子



全体ファシリテーターの幅野さんのお話を聞く様子



発表用資料作成の様子



発表会集合写真

令和4年度子どもの権利普及・啓発等の取組について

1. 令和4年度の取組

広報物等の配付	・子どもの権利に関する条例のパンフレットを区立小・中学校に配付
情報発信	・中央図書館の図書館展示にて、子どもの権利に関する書籍コーナーを設置 ・「としま子ども月間」の際に「広報としま」で子どもの権利に関する記事を掲載 ・「としま子ども月間」の際に庁舎内「まるごとミュージアム」にて出展 ・12月に庁舎内で開催された「人権パネル展示」への出展
区立学校での取組	・東京都教育委員会人権尊重教育推進校・豊島区教育委員会研究開発指定校（巣鴨小学校）の取組に「子どもの権利条例」を盛り込んで実施 ・「子どもの権利」に関する出前講座の実施（池袋第三小学校） ・小学4～6年生向け学習パンフレットの活用 ・人権教育担当の教員（全小中学校）を対象とした研修会で「子どもの権利条例」について実施 ・初任教員に向けた人権教育研修の中で子どもの権利について実施 ・中堅教員に向けた研修の中で豊島区子どもの権利条例について実施
ワークショップ・講座等の実施	・としま子ども会議の実施 ・としま子ども大学「区長とティータイム」の実施 ・区立保育園でのCAPワークショップ実施（年間2園） ・区民団体等を対象とした、子どもの権利への理解を深めるための出前講座を実施（年間2回） ・区立小学校にて「子どもの権利」学習プログラムを実施（年間5校） ・区職員を対象としたe-ラーニングの実施 ・子どもにかかわる施設職員を対象とした子どもの権利への理解を深めるための研修の実施（年間3回） ※子ども若者課人材育成G「子ども研修」

2. 令和5年度の取組予定

広報物等の配布	・子どもの権利に関する条例に関する広報物を区立小・中学校へ配付 ・「(仮称)としま子どもの権利擁護センター」に係る広報媒体の配付
情報発信	・中央図書館の図書館展示にて子どもの権利に関する書籍のコーナーを設置 ・「としま子ども月間」の際に「広報としま」への子どもの権利に関する記事を掲載 ・「としま子ども月間」の際に庁舎内「まるごとミュージアム」にて出展 ・「としま子ども月間」の際に豊島区広報番組「としま情報スクエア」に出演し、子どもの権利を紹介 ・庁舎内で開催される「人権パネル展示」への出展
区立学校での取組	・小学4～6年生向け学習パンフレットの活用 ・人権教育担当の教員（全小中学校）を対象とした研修会で豊島区子どもの権利条例について実施 ・初任教員に向けた人権教育研修の中で子どもの権利について実施 ・中堅教員に向けた研修の中で豊島区子どもの権利条例について実施
ワークショップ・講座等の実施	・としま子ども会議の実施 ・としま子ども大学「区長とティータイム」の実施 ・区立保育園でのCAPワークショップ実施 ・区民団体等を対象に子どもの権利への理解を深めるための出前講座を実施 ・学校における「子どもの権利」学習プログラムの実施 ・区職員を対象としたe-ラーニングの実施 ・子どもにかかわる施設職員を対象とした子どもの権利への理解を深めるための研修の実施 ※子ども若者課人材育成G「子ども研修」

子どもの権利保障に関する施策の調査

調査対象事業

目標Ⅰ「子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」に掲載している事業（「としま子ども若者総合計画」のp63～p74掲載）

（１）子どもの権利に関する理解促進

- ①子どもの権利の普及啓発・情報発信
- ②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援

（２）子どもの意見表明・参加の促進

- ①子どもの意見表明・参加の仕組みづくり
- ②子どもの意見表明・参加の促進

（３）子どもの居場所・活動の充実

- ①子どもの居場所の充実
- ②屋外遊び場の充実
- ③学習・体験機会の充実
- ④学習支援の充実

（４）子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

- ①児童虐待防止対策・いじめ防止対策
- ②相談・救済体制の整備

調査項目

※主に前回の子どもの権利委員会で委員の皆様からご意見の多かった項目

- 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れ、事業に反映しているか
- 子どもへ事業を広報・周知し、実際に参加・利用まで繋げるためにどのように取り組んでいるか
- 新型コロナウイルス感染症の影響下で、事業継続のため工夫して取り組んだ点、また支障をきたしたこと

(1) 子どもの権利に関する理解促進

①子どもの権利の普及啓発・情報発信

目標：子どもの権利の普及啓発・情報発信
内容：子どもに分かりやすいリーフレットを作成するなど、対象者に合わせた手法を実施します。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
1	重点事業 「子どもの権利」の理解の普及・啓発	子どもの権利に関する条例の普及を図ります。		小学生用リーフレットやマンガ版リーフレット、妊産婦向け小冊子など、対象に合わせてわかりやすい広報資料を作成し、学校や子どもに関わる施設等に配布します。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	普及啓発媒体の種類	リーフレット2種類(一般用・中高生)で広報を実施	新たに「豊島区子どもの権利に関する条例」学習パンフレットを作成し、小学校4～6生に配布	既存のリーフレット2種類を各校に配付するとともに、新たにマンガ版パンフレットを作成した。	・リーフレット等を増やす(小学生・マンガ版、妊産婦向け小冊子等) ・動画等を作成

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 「豊島こども大学」等、子どもの権利に関する事業に参加した子どもたちや、中高生センタージャンプの利用者等から意見等を聴取している。このことを通じて、対象者の年齢に合わせたわかりやすく親しみのある広報媒体を制作することに活かしている。 (2) 子どもの権利に関する条例のパンフレットについて、子どもからの意見や提案を反映し従来のものから「マンガ版」のパンフレットにリニューアルした。今後も、どのような手法で行うことが適切か、「としま子ども会議」の参加者にアンケートをとったり、中高生センタージャンプの利用者に聞き取りを行う等することで、子どもたちの意見や思いを踏まえながら広報媒体を制作していく。	(1) 子どもの権利に関する条例が、子どもたちに広く浸透するように、保育園等の子どもに関わる施設に広報媒体を配布している。また、小学校1年生に毎年子どもの権利に関する条例のパンフレットを配布し、また中学校1年生に上がるタイミングで子どもの権利に関する条例周知用カードを配布している。 (2) 小学校4～6年生には子どもの権利に関する「学習パンフレット」を配布し、学校での授業等の活用してもらう等、教育委員会と連携し取り組んでいる。学習パンフレットには区の相談窓口の連絡先も入れているため、「子どもの権利」について知るだけでなく、実際に困ったことや悩み等があったら、子どもたちがためらわずに区の相談窓口等を活用できるようになるところまでフォローしている。	(1) 子どもの権利に関する条例のパンフレット等は学校を通じて子どもたちに直接配布しているが、外出自粛等により、子どもに関わる施設に赴いて、子どもの権利に関する条例の広報媒体を閲覧することが困難な状況が引き続き想定される。 (2) パンフレット等の広報媒体については、子どもに関わる施設等に赴かずともインターネット上で閲覧できるように区HPに掲載するようにした。今後は、インターネット上で閲覧できる「子どもの権利」に関するコンテンツを充実させるべく、周知用の動画等を作成する等、普及・啓発活動についてさらなる工夫を加えていく。

①子どもの権利の普及啓発・情報発信

目標：子どもの権利の普及啓発・情報発信

内容：子どもに分かりやすいリーフレットを作成するなど、対象者に合わせた手法を実施します。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
2	「子ども月間」事業	子どもの権利の普及啓発のために、「子ども月間」（11月）に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいきいきと楽しく様々な体験ができる機会をつくります。		子どもの権利に関する条例に基づく「子ども月間」（11月）に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいきいきと楽しく様々な体験ができる機会をつくります。青少年育成委員会においても地区ごとに運動会やお祭りなど子どもが地域活動に参加するイベントを行っています。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課		子ども月間において、子どもが様々な体験ができる機会を提供するとともに、「子ども月間」の認知度向上	—	広報紙にて「子ども月間」の周知した。	広報紙にて「子ども月間」の周知した。	継続実施

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたした点。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 青少年育成委員会では、町会役員や町会員はもちろん、小学校PTA役員や中学校PTA役員など、子どもの目線に近いメンバーで構成されており、日頃から子どもと触れ合う中で、子どもの意見や思いを聴取している。 (2) 青少年育成委員会では、日頃から子どもと触れ合う中で得た子どもの思いや意見を、子どもたちのイベントや行事の企画に反映している。また、全ての地区ではないが、子どもが主体となりイベントを企画しているところもある。	(1) 子どもの権利に関する条例に基づく「子ども月間」を子どもたちに広く知ってもらうために、豊島区の広報紙で「子ども月間」の特集記事を設けること、豊島区立中央図書館で子どもの権利に関する本を展示することや、豊島区役所内で実施している「まるごとミュージアム」で広報・周知をしている。 (2) 実際に子どもたちに子どもの権利に関する取組に参加してもらえるよう、「子ども月間」の周知の際に、「子どもの居場所・遊び場」や「子どもの参加・意見表明」、「子どものための相談窓口」など、子どもの権利に関する様々な取組を紹介している。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下で、子どもたちのためのイベント・行事が、令和2年度はすべてのイベントが中止になり、令和3年度に関しても半数ほどが中止になった。 (2) 地域活動に参加することは、子どもの権利保障の観点からも重要であるため、令和3年度においては、イベント数は半減したものの、人数の入替制にしたり実施方法を変更したりすることで、継続的に実施できるよう取り組んだ。

②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援

目標：子どもの権利について学ぶ機会を確保します。
内容：子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラム等を実施します。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容			
3	重点事業 「子どもの権利」に関する研修・講座の実施	子どもに関わるおとなに子どもの権利を学ぶ機会を提供します。		学校教諭や保育士、子どもに関わる施設職員に対して子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する講座を実施します。			
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)	
担当課		子ども若者課 指導課	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③区民講演会実施回数	①2回 ②3回 ③1回	①1回 ②0回 ③0回	①4回 ②1回 ③0回	①5回 ②10回 ③2回

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたした点。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) ファミリー・サポート・センター援助会員(以下、援助会員)や、区役所職員等、普段子どもに関わっているおとなへ、子どもの権利を学ぶ機会を提供している。(子ども若者課) 所管課を講師に招いた区主催の教員研修として「子どもの権利」に関する内容を取り上げ、学校における子どもの意見や思いの取り入れ方について、グループ等で意見交換している。(指導課) (2) 援助会員が子どもと接している中で感じたことなどを講座内容に盛り込み共有している。(子ども若者課) 研修中に情報交換した取り入れ方によって、子たちが自主的に学校生活について見直し、自他相互を尊重し合う学校づくりをどのように行うかを研修のまとめとして参加者に作成した。(指導課)	(1) 講座等、子どもの権利について学ぶ機会があることを、学校等子どもに関わる施設に周知している。(子ども若者課) 研修に参加した教員が、研修成果を授業に反映することで、児童生徒に人権尊重の意識啓発を図った。(指導課) (2) 人権週間等に、本庁舎内のフロア壁面に「子どもの権利に関する条例」についてのパネルを展示し、地域の方々もご覧いただけるようにしている。区職員に向けては庁内のe-ラーニングで気軽に子どもの権利条例について学ぶことができるようにしている。(子ども若者課) 研修成果を反映した授業において、児童生徒に人権等について学んだことをワークシート等にまとめさせ、授業改善に役立てた。(指導課)	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により中止になってしまった事業もあった。(子ども若者課) 新型コロナウイルスの影響で対面での研修が困難となった。(指導課) (2) コロナ禍であっても、オンライン等で実施できるようにする等して事業の継続に努める。(子ども若者課) コロナ禍における教員研修としてタブレットによるオンライン研修を実施し、全校の教員が参加できた。オンライン研修中のグループ討議をルームを分ける等工夫することで、対面とほぼ同様の意見交換が実現できた。(指導課)

②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援

目標：子どもの権利について学ぶ機会を確保します。
内容：子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラム等を実施します。

事業No.	事業名		事業目標		事業内容		
4	学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保		学校での子どもの権利の学習機会を確保します。		「子どもの権利に関する条例」の学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。		
			目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課		子ども若者課 指導課	実施校数	—	0 校	1 校	毎年度小学校2校、中学校1校で継続実施

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 学校における「子どもの権利学習プログラム」については、普段子どもと接している学校の先生を通じてクラスの状況や子どもたちが望む内容を事前に聞き取るようにしている。(子ども若者課) 子どもの権利に関する指導を各校の教育課程に必ず位置付け、授業を実施した。授業の中で、子どもの権利の四つの柱について指導を行い、自分たちの権利について学んだことを発表させる等の活動を取り入れ、授業改善を図った。(指導課) (2) 「学習プログラム」の内容については、学校の先生を通じて得た子どもたちの要望等を講師に共有し、実施するクラスに合った内容となるよう工夫している。(子ども若者課) 各校では外部講師を招聘した授業を行い、意見交換しやすくするために、ワークショップ形式の授業を行う等の工夫を行った。(指導課)	(1) 学校における「学習プログラム」について、毎年度小・中学校の校長会で周知している。(子ども若者課) 子どもの権利について学ぶ授業について、事前もしくは事後に、学校だよりや学年だより等で保護者にも周知を図り、家庭で話題にするよう呼びかけた。(指導課) (2) 「学習プログラム」を実施した後に、「学習プログラムを実施して子どもたちにどのような変化があったか」「子どもの権利について理解促進されたか。」等のことを事例紹介として各学校に紹介することで利用促進につなげていく。(子ども若者課) 子どもたちの生活実態に応じて、興味関心に高い授業テーマを設定する等、生活に関連付けた授業内容となるよう工夫した。(指導課)	(1) 新型コロナの感染拡大を危惧し、実施を希望しにくい状況にあった。(子ども若者課) コロナで学級閉鎖等になった学級においてもタブレットによるオンライン学習を実施し、子どもの学びの保障に努めた(指導課) (2) 密を回避するため、体育館で実施することや定期的に換気を行うなど、感染対策を講じて実施している。また、実施方法について参集しなくても、オンライン形式でもできるよう検討している。(子ども若者課) オンライン学習を行う際には、一方的な教師の説明に終始することがないように、子ども同士の対話の時間を設ける等の工夫を行った。(指導課)

②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援

目標：子どもの権利について学ぶ機会を確保します。
内容：子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラム等を実施します。

事業No.	事業名		事業目標		事業内容		
5	保育の質向上事業		子どもの多様な体験機会を確保しながら、子どもの権利について学び、身につけていきます。		企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な暴力から自分を守るためのCAPプログラムを区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。		
			目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課		保育課	実施園	—	レミダワークショップ1園 C A Pプログラム1園	レミダワークショップ1園 C A Pプログラム2園	継続実施

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) CAPプログラム後に子どもがスタッフと1対1で相談できる時間を設けている。その場で話せなくても、様子がおかしい子どもがいたら個別に対応している。また、職員と保護者にはアンケートをお願いし、子どもの様子や意見の把握に努めている。 (2) 子どもが話した内容を先生方と振り返り、重篤なケースについては児童相談所へ通告等も検討する。また、アンケートの結果を事業者と共有し、次回の実施に活かしている。	(1) レミダワークショップは5歳児クラスを対象としているが、作品発表の際には4歳児クラスに見学してもらった。自分たちも来年度やりたいという意欲的な意見を得られた。 (2) CAPの子どもワークショップは5歳児クラスを対象としているが、保護者ワークショップは全年齢を対象にしている。子どもが事業に参加できない年齢でも、保護者が参加することで、子どもの権利や子どもの話の聴き方などを学ぶことができるため、幅広く参加を呼び掛けている。また、アンケートの結果を事業者と共有し、事業に活かしている。	(1) レミダワークショップは例年2園で実施しているが、令和3年度はコロナ感染状況の拡大により、1園で実施できなかった。 (2) 感染を予防するため、いずれのワークショップも十分な広さの会場を用意し、こまめに換気を行った。また、手指と物品の消毒、マスク着用を徹底した。

(2) 子どもの意見表明・参加の推進

①子どもの意見表明・参加の仕組みづくり

目標：子どもが意見表明や社会参加できる機会を確保します。
内容：意見表明や参加を促進するための事業を実施します。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容			
6	重点事業 としま子ども会議の開催	子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。		「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」として、区内の小中高校生が、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。			
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)	
担当課		子ども若者課	①参加者数 ②提案採択数	①実施に向けて検討中 ②実施に向けて検討中	①4人 ②0件	①16人 ②0件	①30人 ②1件

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたした点。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 子どもたち自身が区政に関わるテーマを決めて、実現したいことを考え、その結果を直接区長や副区長、教育長、区議会議員、また発表内容に関係する所管課の管理職に向けて意見発表している。 (2) 各チームにはテーマに関連する部署の職員ファシリテーターが付き、子どもたち自身が話を聞いてみたい関連部署とのヒアリング会を実施したり、調べ学習の支援などを行い、子ども自身の想いが伝わる発表資料づくりをサポートしている。また、子どもからの意見は区の施策に反映するように努める。	(1) 広報とし、HPへの掲載に加えて、区立小中学校・区内私立中学高等学校・区内都立高校の児童・生徒向けに募集用チラシを配付している。 (2) 対象に合わせて、小学生用と中学生以上用の2種類のチラシを用意している。区立小中学校については、対象学年の全児童・生徒にチラシを配布して周知徹底を図るとともに、私立中学高校や都立高校には、個別に趣旨説明を行っている。また、会議開催後には発表内容や参加した子ども達からの感想等を紹介した「報告書」を作成し、HPに掲出することで多くの子どもたちに興味関心を持ってもらえるよう工夫している。	(1) 令和2年度はオンライン開催としたが、令和3年度以降は感染症対策をしっかりと行ったうえで、対面開催としている。 (2) 実施の際は、十分な広さの会場を用意し、換気、検温、手指の消毒、マスク着用を徹底した。

①子どもの意見表明・参加の仕組みづくり

目標：子どもが意見表明や社会参加できる機会を確保します。
内容：意見表明や参加を促進するための事業を実施します。

事業No.	事業名		事業目標		事業内容		
7	子どもの参加推進事業		地域の大学等と連携し、子どもの意見表明や、社会参加、参画を推進します。		区内の子どもを対象に、子どもの権利に関する条例の認知度の向上を図るとともに、地域団体や大学等との連携のもと、区政や地域活動の中で子どもが自分の意見を表明したり、社会参加、参画を推進する事業を実施します。		
			目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課		子ども若者課	共催事業参加者数	—	30人	30人	30人

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたした点。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 子どもたちが普段疑問に感じていることや豊島こども大学の活動を通して感じたことを、直接区長に質問したり、意見を伝えたりしている。 (2) 区長とティータイムでの質問項目は、豊島こども大学で学んだことをベースに、子どもたち自身が考えている。	(1) 広報としまへの掲載に加えて、区立小学校の対象学年に募集用チラシを配付している。 (2) 豊島こども大学が運営するツイッターやブログで、昨年度の様子や今年度の活動内容を紹介し、多くの子どもたちに興味関心を持ってもらえるよう工夫している。	(1) 感染対策のため、三密の恐れがあるような企画を避けて実施した。 (2) マンガ・キャラクター企画（トキワ荘の見学を含む）は、密を避けるため3つのグループに分かれて時間差で実施した。

①子どもの意見表明・参加の仕組みづくり

目標：子どもが意見表明や社会参加できる機会を確保します。
内容：意見表明や参加を促進するための事業を実施します。

事業No.	事業名		事業目標		事業内容		
8	利用者会議の開催		子どもが自分の意見を表明する機会や社会参加・参画の機会を充実させます。		子どもスキップや中高生センターにおいて、利用者会議を開催し、会議で出された意見などは、施設運営や行事に反映させます。		
			目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課		子ども若者課 放課後対策課	利用者会議開催数	—	44回	中高生センター：35回 子どもスキップ：42回	55回

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたした点。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
【中高生センター】 (1) ジャンプ東池袋ではアンケート形式、長崎ではミーティング形式の利用者会議を月1回実施している。 (2) 利用者会議により要望の多かった遊具や本を購入・設置。また中高生の意見を反映したイベント事業を計画・実施している。 【子どもスキップ】 (1) 「子ども会議」の実施。 (2) イベントの開催についてや、欲しいおもちゃ、食べたいおやつのリクエストなど、スキップ運営に子どもたちの意見や思いを反映させている。	【中高生センター】 (1) 毎月のお知らせに掲載及びSNSでPR配信。実施日にはほぼ全ての来館者に声を掛け周知している。 (2) SNSは放課後の時間帯等の見やすいタイミングに配信している。また、参加者がイメージしやすいよう話し合いながら実施している。 【子どもスキップ】 (1) 毎月各子どもスキップで作成したお知らせを学校を通して全校配布。 (2) 毎月のお知らせのほか、施設等の掲示などにより、子どもたちに周知している。	【中高生センター】 (1) 感染症予防対策による休館や利用制限の影響だけでなく中高生の生活変化による施設来館数減少があるため、会議参加者数も減少した。利用者会議だけを目的として来館する人は稀で、遊びのついでに参加なので、来館者数に大きく影響した。 (2) SNS・メールマガジン・高校へのチラシ配布などにより来館者回復への働きかけ 【子どもスキップ】 (1) 密防止の観点から、子ども会議の回数を増やすことができなかった。 (2) いつでも意見を投書できる「意見ポスト」を設置。

②子どもの意見表明・参加の促進

目標：日常における子どもの意見表明や社会参加を促進します。
内容：施設運営や地域での生活など、日常の様々な場面で子どもが意見を表明でき、また子どもの意見が受け止められるよう取り組みます。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容			
9	子ども地域活動支援事業	中高生が自主的に地域で活動できる機会・実践できる場を提供します。地域の中で中高生センターの取り組みを知ってもらう活動に取り組みます。		子どもが地域社会の大事な担い手として、おとなと一緒に地域活動に参加できるよう、委託者と連携し、地域団体等の協力を得ながら、その機会づくりと参加促進の支援等を行います。			
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)	
担当課		子ども若者課	参加者数	—	81人	98人	160人

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 中高生と相談し、中高生の意見を取り入れながら内容を決定している。地域からの要望をそのまま受けるのではなく、中高生にも意見を求め、決定・内容修正して参加。 (2) ジャンプのイベントの一部を委託者と連携し地域の方々が参加できるコーナーを開催。中高生の意見から内容を決定し中高生がスタッフとして準備・実施した。	(1) 館内ポスターを掲示、チラシ配布、SNS配信等を実施している。 (2) 中高生の参加はなかなか難しいが、日常的な声掛けによって参加することが多い。	(1) 以前は中高生が参加・活動していた地域のイベントがコロナ禍で中止となり、中高生が地域で活動する機会が激減してしまった。 (2) イベント参加的な活動が多いため、中止判断された場合、当施設の努力だけでは解決困難な場合がほとんどだった。昨年度は中止がほとんどであったが、今年度はほぼ実施できている。

②子どもの意見表明・参加の促進

目標：日常における子どもの意見表明や社会参加を促進します。
内容：施設運営や地域での生活など、日常の様々な場面で子どもが意見を表明でき、また子どもの意見が受け止められるよう取り組みます。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容			
10	青少年指導者養成事業	参加した子どもたちが、学校や地域で活動できるリーダーシップとフォローシップを身につけることができるよう、日常から社会参加を促進する機会を提供します。		小学校4年生から中学生を対象に、地域青少年活動の充実、振興を図るため、キャンプを中心にリーダー養成講座を実施します。			
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)	
担当課		学習・スポーツ課	ジュニアリーダー講習会の開催回数	—	0回	6回	10回

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 活動中に子どもたちが話し合う時間を設け、やりたいことを提案してもらいます。また、終わった後にアンケートをとり、次回事業に反映させている。 (2) 提案してもらった内容は、大部分を事業に反映しています。例えばキャンプの場合、当日作るカレーの具から出し物の内容など、子どもたちがやりたいことを自発的にできる環境にしている。	(1) 広報としまへの掲載や活動場所近くの小学校へのチラシの配布などを行った。 (2) チラシにキャンプの写真を載せたり、HPに過去2年分の活動報告を載せたりして、参加した時のイメージを持ちやすいようにしている。	(1) 緊急事態宣言が出た時などに、対面活動を中止することや、イベントの規模を縮小することがあった。 (2) ZOOMを活用したオンライン活動を通して、画面越しでも子どもたちの交流を図れるようにした。

(3) 子どもの居場所・活動の充実

①子どもの居場所の充実

目標：子どもの居場所を充実します。

内容：施設整備の検討、既存の居場所事業の内容を充実します。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
1 1	重点事業 中高生センターの運営	中高生の放課後の居場所を提供し、自主的な活動を支援します。		中高生等が音楽、スポーツ活動、友だちとの語らいや情報交換などを行う場として中高生センターを運営し、自主的な活動や社会参加等を支援します。また、中高生の心身が傷つけられないよう、関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	①登録者数 ②延べ利用者数	①1,980人 ②26,896人	①1,649人 ②18,762人	①1,893人 ②24,854人	①2,000人 ②30,000人

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 日常の様子や関わりの中から、中高生の興味を察知し、「やってみたい」を引き出すよう取り組んでいる。 (2) ゲーム大会やライブイベント、映像制作等、中高生の思いを自主的な活動に繋げ支援している。	(1) ジャンプは「中高生のやってみたい」を応援していると、月のお知らせ等に提示。日常的にも声掛けをしている。相談事業についてはお知らせ、SNS、カードやパンフレット配布等にて相談窓口を紹介。職員は何か困ったことがあったら話せる関係づくりを目指している。 (2) 時代は変わってもやはり口コミや学校等でのつながりからジャンプへつながることが多いので、来館者がまた来ようと思える関係づくりを意識している。	(1) イベントの開催が困難となり、中止したものも多い。実施するためには内容や規模に大きな変更が必要となった。 (2) 令和2年度はスペースが確保できる体育館を借用してのライブイベントを開催するなど。今年度は対策を取りながら、おまつり形式のイベントを開催した。これまで活動できない期間が続いたため、今年度は周年行事を兼ねた初の地域一体型イベントを館内外で実施。

①子どもの居場所の充実

目標：子どもの居場所を充実します。

内容：施設整備の検討、既存の居場所事業の内容を充実します。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
1 2	重点事業 子どもスキップの運営・改築	小学生の放課後の居場所を提供し、放課後児童支援員の指導のもと、安心・安全な遊びを通じて子どもたちの交流を図ります。		小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて、学童クラブの機能を持たせた子どもスキップを運営しています。また、別棟建設などで利用者数増加に対応するなど施設面での改善を図り、より一層安全・安心な環境を整えています。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	放課後対策課	延べ利用者数	535,760人	302,177人	415,653人	540,000人

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 子どもスキップでの「子ども会議」の実施や、意見ポストの設置するなどして、子どもの意見や思いを取り入れている。 (2) イベントの開催についてや、欲しいおもちゃ、食べたいおやつのリクエストなど、スキップ運営に子どもたちの意見や思いを反映させている。	(1) 毎月各子どもスキップで作成したお知らせを学校を通して全校配布している。 (2) 毎月のおしらせのほか、施設等の掲示などにより、子どもたちに周知している。	(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一般利用は人数・日数等、一部制限して実施していた。令和4年10月から、人数・日数等の制限はなく、一度帰宅してからの利用を開始している。 (2) 一般利用が全面再開するまでの間、保育が必要な世帯に対し、学童クラブの利用条件を一部緩和し臨時入会として保育が必要な時間に受け入れを行っている。

①子どもの居場所の充実

目標：子どもの居場所を充実します。

内容：施設整備の検討、既存の居場所事業の内容を充実します。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
1 3	放課後子ども教室事業	小学校の施設を活用した安全・安心な活動拠点づくりを進め、地域住民の参加と協力を得て、体験・交流活動の推進に取り組みます。		区立小学校において、放課後や週末等に、地域住民の参加と協力を得て、子どもたちを対象に学習やスポーツ・文化活動、交流活動等を行います。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	放課後対策課	述べ実施回数	—	対面事業:212回 視聴回数:187回	対面事業：395回 視聴回数：1,210回	2,000回

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 子どもスキップの「子ども会議」や事業内で意見を聞いている。その中で、実施可能なものは積極的に取り入れている。 (2) 事業の内容や実施方法に、子どもたちの意見や思いを反映させている。	(1) 毎月のお知らせを学校を通して全校配布。子どもスキップだよりに掲載。 (2) 事業参加者に口コミによる周知を依頼。事業の様子を展示や発表で周知。	(1) 令和元年3月～令和3年11月まで対面での教室を休止した。 (2) タブレットで視聴できる動画「おうちで子ども教室」を配信したり、スタッフ研修を行いながら感染症対策を徹底した対面での教室を実施した。

①子どもの居場所の充実

目標：子どもの居場所を充実します。
内容：施設整備の検討、既存の居場所事業の内容を充実します。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
1 4	子ども食堂ネットワーク	子ども食堂で食事の提供だけでなく、居場所としての機能を充実させます。		地域で活動する「子ども食堂」の連絡会「としま子ども食堂ネットワーク」への情報提供や広報の支援を行います。子ども食堂の運営方法等、運営者同士が情報交換を通して安全に支援活動の輪を広げていきます。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	登録食堂数	—	21食堂	25食堂	30食堂

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 子ども食堂ネットワーク研修では「安心・安全に過ごせる居場所づくり」について昨年より実施している。子どもとの会話の中で意見を聞くなど行っている。 (2) 子どもへ渡す食材やお菓子など、どれがいいか選ぶようにするなど、大人との会話の中で自分の意見を出せるような工夫をしている。	(1) ホームページに子ども食堂の開催状況について最新情報を掲載し毎月更新している。 (2) リーフレットを作成し、区内各施設で配布している。開催状況がコロナ禍により変化が激しいためホームページの最新情報を検索できるようQRコードを掲載した。	(1) 経済的貧困だけでなく、経験の貧困などその他に課題を抱える子どもを早期に発見できる場の一つとして子ども食堂が期待されているが、新型コロナウイルス感染症の影響により会食型で再開している子ども食堂は減少している。 (2) 会食型ができない分、お弁当や食材配付など工夫して実施している。

②屋外遊び場の充実

目標：子どもの遊び場の充実を図ります。
内容：既存の取組を推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備を検討します。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
15	重点事業 プレーパーク事業	子どもたちが屋外で安全に楽しく遊べる機会の充実を図ります。		子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク（冒険遊び場）事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	①参加者数 ②出張プレーパーク開催数	①31,002人 ②13回	①30,208人 ②10回	①31,901人 ②8回	①35,000人 ②20回

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 冒険遊び場であるプレーパークは子どもたちが自由な発想で自分の責任で遊ぶところであり、子どもたちの好奇心等を大切に、やりたいことができる限り実現できるように運営している。 (2) プレーパークにきた子どもたちが「おもしろそう！」「やってみたい！」と思えるよう、工作遊びや木登り等、子どもたちの好奇心を掻き立て、自由にいきいきと遊べる空間づくりをしている。	(1) 季節ごとのプレーパーク通信やパーク内の掲示版などでイベントなどの周知を行っている。 (2) プレーパーク通信やイベントチラシは近隣の保育園、幼稚園、小学校へ配付し、周知を行っている。また、区内保育園・公園に出張しプレーパークを行っている。	(1) 緊急事態宣言時は実施しない時期もあったが、感染対策を行いながら実施した。 (2) 屋外のためコロナ禍であっても、飲食以外には子どもたちの活動を制限することなく実施している。出張プレーパークとして外遊びの体験を増やすために区内施設等で実施している。

②屋外遊び場の充実

目標：子どもの遊び場の充実を図ります。
内容：既存の取組を推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備を検討します。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
1 6	小学校開放事業	児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。		放課後や学校休業中の児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	放課後対策課	実施施設数 (全小学校22校)	—	22校	22校	22校

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 校庭開放時に、利用している児童やその保護者から直接意見を聞いている。 (2) 子どもたちから要望のあった遊具について、学校等との協議のうえ購入するなどして事業に反映させている。	(1) 各学校にて毎月のお知らせ「開放だより」を発行している。 (2) 「開放だより」を学校内の掲示板に掲載したり、学校を通じて全戸配布を行ったりするなどして子どもたちに周知している。	(1) 新型コロナウイルス感染対策のため、令和2年4月10日～5月31日まで校庭開放休止した。 (2) 消毒液・石鹼の全校配付や、各学校開放運営委員会にて、校庭開放時に使用する遊具に制限を設ける等の感染対策を講じながら校庭開放を再開し、児童の遊び場確保に努めた。

②屋外遊び場の充実

目標：子どもの遊び場の充実を図ります。
内容：既存の取組を推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備を検討します。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
17	公園・児童遊園新設改良事業	近くの公園に対し区民満足度が増し、子どもたちが利活用したいと思う公園を整備していきます。		既設の区立公園・児童遊園においては、子育て世代を含めた住民ニーズ等を踏まえ、再整備を検討します。また、学校跡地等を活用して地域の活動拠点となる近隣公園等を整備します。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	公園緑地課	新設・改修公園数 2園／年	—	2園	2園	10園(累計)

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 公園等を設計する前に、必ず地域住民の意見を聞き、住民ニーズを反映させた上で整備を実施している。 (2) 説明会やワークショップの参加者は大人がメインとなるため、子育て世代の大人にできる限り参加を促し、子供たちの意見を反映している。	(1) 説明会等は、周辺地域の全戸に配布し、保護者を通じて周知できるようにしている。 (2) 説明会等を保護者が出席しやすい時間帯などに開催するなどの工夫をしている。	(1) 特に影響はない。 (2) 特にない。

②屋外遊び場の充実

目標：子どもの遊び場の充実を図ります。
内容：既存の取組を推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備を検討します。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
18	「としまキッズパーク」の整備・運営	障がいがある子もない子も安心して遊べる場の充実を図ります。		造幣局跡地の一部を、令和2年7月から令和6年度まで「キッズパーク」として運営します。公園内には「ミニトレイン」を走らせるとともにインクルーシブ遊具を整備し、子どもが安心して遊べる場にします。(令和2年度より、「9月」に変更)		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	公園緑地課	利用者数	—	70,618人	101,997人	440,000人(累計)

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) としまキッズパークの設計時に、障がい者団体より、障がいがある子もない子も一緒に遊べる公園としてほしいとのご要望をいただき、整備に反映させた。 (2) 利用者から寄せられるご意見を現地スタッフと共有し、利用満足度の向上を図っている。	(1) 区の広報紙やホームページへの情報掲載、また令和3年度には現地に案内看板を新たに設置し、施設の周知に努めている。 (2) 予約サイトに最新情報や詳細な利用方法について掲載し、円滑な利用に努めている。	(1) 緊急事態宣言期間中、一時期閉園した。 (2) 利用方法の変更及び、入り口での手指消毒及び検温を実施。利用後の手洗い場での手洗いを励行している。

③活動・体験機会の充実

目標：子どもの体験機会の充実を図ります。

内容：子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
19	重点事業 子どものための文化体験事業 (計画策定時は「子どものための文化体験プログラム」)	子どもたちが多彩な文化芸術が体験できる機会を提供します。		区とNPO法人が協働して、次代の文化の担い手である子どもたちを対象に文化芸術に触れるワークショップ等のアートプログラムを展開します。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	文化デザイン課 保育課	①演劇公演 ②鑑賞教室 ③ワークショップ ④保育園ワークショップ ⑤ぞうしがやこどもステーション (実施回数、延べ参加者数)	①10回、2,056人 ②7回、587人 ③1回、24人 ④22園、450人 ⑤54回、1,931人	①視聴人数 6,077人 ②3回、128人 ③1回、視聴人数35人 ④20園、549人 ⑤26回、623人	①0回、0人 ②8回、491人 ③5回、98人 ④20園、574人 ⑤37回、540人	現状値と同程度の回数 及び参加人数を維持して 実施する。

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1)としまアート夏まつりでは(以下：夏まつり)、参加者の子どもと保護者を対象にアンケートを配り、率直なご意見を次年度の内容にも反映できるようにしている。また、保育園ワークショップ(以下：保育園WS)の実施にあたっては、事業者がコーディネーターとなって園長や担任と面談し、子どもたちがどのようなワークショップを希望しているか打ち合わせの上、アーティストを決定している。 (2)夏まつりでは会場となる施設(子どもスキップや区民ひろばなど)の職員と一緒にフィードバックを行い、よりよいプログラムを提供している。また、保育園WSでは質的調査として、当日の園児の様子や見られた変化などの感想を「保護者だより」という形で担任に作成してもらっている。「またやりたい」という子どもの声に応えるため、文化体験プログラムで学んだ手作りの楽器や身体表現を保育に取り入れている。	(1)夏まつりでは、チラシを作成しているほか、広報としまやとしまテレビなどで区民に向けてPRを積極的に行っており、保育園WSでは4・5歳児クラスを対象としているが、それ以外のクラスもコロナ禍のため園庭から見学した。珍しい楽器に目を輝かせ、やってみたいとの声が上がっていた。 (2)夏まつりでは、紙媒体に力を入れており、教育委員会や保育課にご協力いただき全園児、全児童、全生徒へチラシの配布を行い、お子さんがおうちで保護者の方と一緒にチラシを見る機会を提供している。また、保育課WSでは、大きな音が苦手などの配慮が必要なケースや園児の様子について事前に事業者が園にヒアリングを実施し、皆が楽しめるワークショップとなるよう工夫している。	(1)夏まつりにおいては、人数制限により、参加できる子どもの数が減ってしまった。このほか、関係者のPCR検査を行うことで安全な運営を心掛けた結果、直前に中止や延期になるリスクが発生した。保育園WSでは、令和3年度はコロナ禍の影響で、数園の実施が延期となった。感染状況の予測が立たず、日程調整が困難であった。 (2)夏まつりでは文化庁に補助金申請を行い、上演回数を増やすことで、できるだけ多くの子どもが参加できる機会を提供した。またPCR検査のリスクを考慮し、アーティスト(出演者)やスタッフの体制を整え、コロナによる中止を避けるようにした。また、保育園WSでは、原則マスク着用や、ソーシャルディスタンス確保を徹底した。具体的なプログラムの内容でも、ソーシャルディスタンスを保つことをゲーム感覚で捉えられるようにしながらそれが表現につながるような身体表現や、ゆっくりした動きの表現、あるいは繊細な音に注目するようなワークを実施するなど、感染対策を取った上で児童の豊かな文化体験の機会となるよう工夫しながら事業を実施した。

③活動・体験機会の充実

目標：子どもの体験機会の充実を図ります。
内容：子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
20	次世代育成事業助成	家庭や学校や習い事とは別の場所でアーティストや、同世代の仲間たちと一緒に楽しい時間を過ごす中で、創造力・表現力・発想力・コミュニケーション力を磨きながら、健やかな身体と感性豊かな心を育む。		区内の子どもたちが気軽に美術や音楽、ダンスなど、様々な芸術に触れ、親しむ場と機会を提供します。（としま未来文化財団助成事業）		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	文化デザイン課	体験プログラム数	—	2プログラム	7プログラム	6プログラム

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) コマ撮りワークショップ、スキップワークショップでは、子どもたちの自主性を尊重し、ワークショップを進められる講師を選定。ゴールをはっきり定めずに実施できるものとした。子どもたちがリラックスして参加できるよう、照明や会場のレイアウトなど子どもたちが過ごしやすい場づくりを行った。 (2) 成果物に、それぞれの子どもの意見や思いを表現したり採用したりできていた。	(1) 学校でのチラシ配布が効果的なため、チラシ配布ができるものは実施した。 (2) 広報・周知については、子どもの目線で興味を持ってもらえるよう、色やデザインに工夫をした。また、赤ちゃん向けの「0.1.2のおもちゃ箱」は親世代が集まる場所にも配架した。	(1) 感染症対策で、人数にどうしても制限が出てしまう。 (2) コマ撮りワークショップではオンライン開催と現地開催を併用したり、鑑賞型公演は回数を増やすなど工夫した。

③活動・体験機会の充実

目標：子どもの体験機会の充実を図ります。

内容：子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
21	アート・マジカル学園	親子や家族がアート・カルチャーに触れる機会を応援します。		「変身」をキーワードに演劇・ダンスの手法を使ったプログラム「マジカルへんしん教室」、親子が同級生になって授業を楽しむ「としまおやこ小学校」など、子育て世代を対象に、ワークショップや演技・演出など舞台芸術を体験する事業を実施します。また、子育て世代のアート体験をサポートする託児所と子どものアート体験が合体した「アート体験支援型託児 アートサポート児童館」を実施します。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	文化デザイン課	プログラム提供日数	—	としまおやこ小学校 8日間 アートサポート児童館 3日間	としまおやこ小学校 8日間 アートサポート児童館 3日間	『東京芸術祭』の開催期間中、10日間程度

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 子どもたちときちんと対話をし、プログラムを進めてることを意識した。また毎回終了後にアンケートを取り、次回へよりよい発展となるように注力した。 (2) ひとりひとりの子どもの達成具合に合わせて内容を変化させ、誰もが楽しめる場・学びやすい環境づくりを意識した。親子で参加するプログラムにおいては、親子と子が対話することで得られた感想などをもとに、次年度の組み立てに役に立っている。また、アンケートの満足度が高いことから、引き続き丁寧な対話を心掛けていきたい。	(1) 広報としまへの掲載や、近隣の小学校への全児童配布や区内の幼稚園への配布など多くの子どもたちが参加できる機会を提供している。 (2) 参加には保護者の協力が不可欠であるため、子どもの成長過程にとってプロのアーティストと、自由な発想でアート体験を行うことが大切なことであることをわかりやすく発信し、情報の整理に取り組んだ。	(1) 体に障害がある子どもたちや、コロナの重症化が懸念される子どもたちは、学校以外のプログラムに参加することも難しいと予想される。当該事業においても参加が困難な子どもと、参加している子との間に格差が広がることが懸念である。 (2) まだ実績はないが、基本的な感染症対策を徹底した上で、上記のような理由で参加を躊躇しているお子さんも、事前に相談があれば安全な形で参加できるよう職員やスタッフがサポートできる体制を整えていきたい。

③活動・体験機会の充実

目標：子どもの体験機会の充実を図ります。
内容：子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
2 2	図書館おはなし会・読み聞かせ事業	子どもの読書機会の提供します。		子どもの読書活動を推進するため、図書館でのおはなし会をはじめ、区立保育園・幼稚園、小・中学校などを訪問、あるいは図書館に招待しての読み聞かせや、図書館利用の案内などを実施します。また、読み聞かせボランティア育成のための講習会を開催します。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	図書館課	おはなし会等、読書普及企画の実施	—	新型コロナ感染拡大防止のため、事業自体は未実施だが、代替的にテーマ展示会を行った。	3回	年1回以上

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 来館時の声掛けや各事業実施時のアンケート、「豊島区読書活動に関する実態調査」(5年に1回)を実施し子どもたちの意見や思いを把握している。 (2) 上記で把握した内容を各事業企画等や図書館関連計画策定等に反映している。 おとなもアンケートや調査対象となっているため、上記同様おとな(保護者等)の意見や声を集約し、事業に取り入れている。	(1) 広報とし、図書館ホームページ、図書館メールマガジン、館内掲示、配布物の作成を行っている。 (2) 図書館課の媒体のみでなく、企業・団体・大学等と協働し、事業広報・周知に取り組んでいる。 また、図書館外で事業実施をし、普段図書館を利用しない方へ周知し、多くの区立図書館ファンの獲得を目指している。	(1) おはなし会、ボランティアによる読み聞かせや各種講座の一部中止。児童が利用するコーナーの一部利用停止。 (2) 定員減や会場環境の整備をし、おはなし会を実施した。接触型の講座ではなく、提出型の参加事業を開催したことにより、自宅等で親子で課題に取り組み図書館に来館するスキームを作り上げた。

③活動・体験機会の充実

目標：子どもの体験機会の充実を図ります。
内容：子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
2 3	生涯スポーツ推進事業	年齢や性別を問わず、スポーツに親しみ、楽しめる機会を提供し、スポーツ人口の増加を目指す。		子どもが体を動かすことが好きになるよう各種のスポーツを体験する機会を提供するとともに、地域のスポーツ指導者を対象として、スポーツ理論や実践の講習を行い、スポーツリーダーを育成します。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	学習・スポーツ課	事業数	—	6事業	13事業	35事業

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 競技団体や事業を問わず、毎月の実行委員会で終了した事業について担当者が報告し、気づきや留意点などについて共有する場を設けている。(直接子どもたちから意見や思いを聞くのは主に事業が終了した後に行っている。) (2) 参加者から感想を聞く、またはアンケートに答えてもらうなどして反省点を挙げ、それらを整理して他の事業の運営に活用している。	(1) 事業への参加者を募るためにチラシを作成し、会場となる体育施設の近隣学区(事業の規模によっては区全体)の学校へのチラシ配布および体育施設への配架を依頼している。 (2) インターネットやメール、SNSなど、実際に参加を申し込む保護者がアクセスしやすい方法で募集する。上記のチラシには、簡単に申込フォームへアクセスできるようURLやQRコードを貼付している。	(1) 体育施設の利用人数や運動状況下でのマスクの着用といった制限があり、計画していた事業を中止せざるを得ない状況が2年近く続いた。また、クラスター発生などの危険性を考慮しても、不特定多数の子どもを集めるのは避けた方がよいという判断に至るケースが多かった。 (2) 感染症対策についての事前説明を十分に行い、参加する子どもまたはその保護者の合意を得たうえで参加申込を受け付けた。また、事業当日は参加者名簿を用意し、参加者の検温と体育施設の利用同意書の記入を行ない、参加者名簿と体育施設の利用同意書は事業終了後も期日まで保管した。

③活動・体験機会の充実

目標：子どもの体験機会の充実を図ります。
内容：子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
15	プレーパーク事業【再掲】	子どもたちが自由で豊かな体験ができる機会の充実を図ります。		子どもが自由で豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク（冒険遊び場）事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	出張プレーパーク実施回数	—	10回	8回	20回

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 自由な発想で自分でやりたいことをやり、上手に行くだけでなく上手に行かないことでも経験に繋がっている。 (2) 子どものやりたいことをやれることがプレーパーク事業であり、日々子どもたちが自由な発想で活動している。	(1) 季節ごとのプレーパーク通信やパーク内の掲示版などでイベントなどの周知を行っている。 (2) プレーパーク通信やイベントチラシは近隣の保育園、幼稚園、小学校へ配付し、周知を行っている。また、区内保育園・公園に出張しプレーパークを行っている。	(1) 緊急事態宣言時には、事業を休止せざるを得なかった。 (2) 事業再開後は、プレーリーダーからマスクの着用や手洗いの声かけ等、感染対策を講じながら、子どもたちの遊び場の確保に努めた。

④学習支援の充実

目標：学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。
内容：区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
24	重点事業 コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援	子どもの学習習慣の習得を図るとともに居場所となる場を提供します。		コミュニティソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において要支援家庭等の子どもの学習支援を行います。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	福祉総務課	①学習会実施回数 ②子どもの延べ参加者数	①61回 ②1,112人	①6回 ②58人	①14回 ②61人	①65回 ②1,400人

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 「つばめ通信」を発行した際の返信ハガキにて、子どもの意見等を吸い上げている。 (2) 学習会の場で出された子どもの意見を参考に、学生ボランティアが学習会の企画内容（学習したいこと、レクリエーション、実験等）に取り入れている。	(1) 学校を通じて、学習会の募集チラシを児童等へ配付・周知している。 (2) 低学年～高学年に配布しているが、漢字にはひらがなを振ったりと、どの学年の子でも読みやすいような内容の募集チラシを作成している。	(1) 一部の学習会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催中止となった。 (2) 一部の学習会では、対面での開催が困難な時期は、オンライン(zoom)学習会を開催した。 また、月1回「つばめ通信」を発行し、内容によっては返信ハガキも同封して、ボランティアと子ども達との関係の継続に努めた。

④学習支援の充実

目標：学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。

内容：区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
25	としま未来塾	コミュニティ・スクールを中心とした地域人材の活用により、学習支援が必要な子どもに学習機会を提供し、学力の定着や高等学校等への進学に繋がります。		様々な事情等により学習習慣が十分に身に付いていない、学習の仕方が分からない生徒の学習をタブレット型PCを活用して支援し、学力の定着や希望する高等学校等への進学に繋がるよう支援を図ります。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	指導課	地域人材を活用し、希望する生徒を対象に支援を行う。	—	地域人材を活用し、中学校8校の希望する生徒を対象に支援を行った。	地域人材を活用し、中学校8校の希望する生徒を対象に支援を行った。	コミュニティ・スクールを中心とした地域人材を活用し、中学校8校の希望する生徒を対象に支援を行う。

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたした点。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 未来塾を受講している生徒から、年度最後に、未来塾として行ってほしい内容や自分が取り組みたい内容を意見として提出させ、次年度の実施計画に反映した。 (2) 各回生徒に、講師から受けた教科指導について分かりやすかったかを確認し、次回以降タブレットや参考書、問題集を活用する等、教科指導の工夫改善を行った。	(1) 未来塾の生徒募集チラシ等に、未来塾の指導内容を明記し、一人一人に応じた学習環境を提供する旨を生徒・保護者に周知した。 (2) 未来塾を受講している生徒の意見を反映して、生徒同士のコミュニケーションを図るためのゲームの時間を各回設定して、未来塾への参加・定着を図った。	(1) コロナ禍ではあるが、参加生徒のマスク着用、手指消毒及び換気の行える教室環境を徹底し、予定通りの日程で対面開催を実現した。 (2) 講師の体調管理を徹底し、対面指導における講師側の感染症拡大防止を徹底した。

④学習支援の充実

目標：学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。
内容：区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
26	小・中学校補習支援チューター事業	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援します。		各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援チューターとして配置します。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	指導課	各学校に大学生等を補習支援チューターを配置する校数	—	大学生等を補習支援チューターとして配置した。	大学生等を補習支援チューターとして配置した。	各学校に大学生等を補習支援チューターとして配置する。

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 補習授業を受講している児童生徒から、年度最後に、補習してほしい内容や自分が取り組みたい内容を意見として提出させ、次年度の実施計画に反映した。 (2) 各回児童生徒に、講師から受けた教科指導について分かりやすかったかを確認し、次回以降タブレットや参考書、問題集を活用する等、教科指導の工夫改善を行った。	(1) 各校での補習授業への募集の際に、補習内容を明記し、一人一人に応じた学習環境を提供する旨を児童生徒・保護者に周知した。 (2) 補習授業の講師として地域人材を活用し、補習授業の開始に合わせ、講師と児童生徒とが直接意見交換ができるようにするため、コミュニケーションを図る時間を設定した。	(1) コロナ禍にあり、大学生のボランティアが来校できない状況があり、回数を限定して開催したり、オンライン学習として補習を実施する等して、児童生徒の学びの困り感に寄り添った対応に努めた。 (2) 講師の体調管理を徹底し、対面指導における講師側の感染症拡大防止を徹底した。

④学習支援の充実

目標：学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。
内容：区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
27	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	ひとり親世帯の子どもの学力向上のみならず、世帯の生活向上につなげます。		ひとり親世帯等の子どもに対し、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導、進路、将来の希望等に関する助言、不安・悩みの相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	高校への進学率 100%	—	100%	100%	100%

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 授業終了時に毎回ふりかえりを行う。毎年年度末事業終了時には親子全員にアンケートを取っている。 (2) 振り返りで出た意見は反映できるものは委託業者と協議の上即取り入れている。宿題対策の夏期講習、入試直前対策を取り入れる等柔軟な対応に心がけている。	(1) 対象者全員に郵送により個別に案内を送付している。 (2) 見やすくわかりやすいチラシの作成を心がけている。	(1) 開催する区民ひろばの休止により課題の配布にとどまり、顔を合わせて対話ができなかった。再開後も入室人数の制限や時間短縮などで例年の教室事業ができなかった。 (2) 開催回数を2倍に増やし、分散開催を行った。また今後の情勢が読めない中、オンライン授業も取り入れたができるだけ双方向での対話ができる環境づくりに取り組んだ。

④学習支援の充実

目標：学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。
内容：区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
28	としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	毎月の定例会において、子ども達の学習指導における情報共有と意見交換を実施することで、効果的な支援を実施します。		地域で活動する無料学習支援団体をネットワーク化し、としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」を設立。共通する課題及び効率的な運営のノウハウを共有する場を設けるとともに活動を支援します。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	福祉総務課	とこネット定例会開催数	—	6回	12回	12回

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 区直営ではなく学習支援は民間団体が実施しているため、各支援団体が学習支援を通して利用者の要望や意見を聞き、区への月1回の定例会で報告を受けるようにしている。区は定例会で報告のあった事項に関し、関係機関への情報共有や調整などを行っている。 (2) 各支援団体において利用者の状況や要望に沿った学習の支援を行う、関係団体へ連携するなどしている。また、利用者主体で運営を担ってもらうなどしている団体もある。	(1) 区としては区ホームページにて周知を行っており、当事業を委託している社会福祉協議会においてリーフレットを作成し区内学校や庁舎内などに設置している。 (2) 各支援団体でSNSやウェブサイト、団体が作成する広報紙等を通じてそれぞれの支援について周知している。	(1) 会場となる使用施設の状況に伴い、活動を休止しなければならない団体も発生した。現在は、コロナ禍の影響も落ち着いており、通常どおりの活動を行う体制が整ってきた。 (2) 各支援団体において可能な範囲でオンラインでの教室開催を行うなど、対面以外でも支援を行っている。

(4) 子どもの権利侵害の防止及び相談・救済

①児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。
内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容			
29	重点事業 子ども虐待防止ネットワーク	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。		①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。			
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)	
担当課	子ども家庭支援センター	①虐待防止ネットワーク研修開催数 ②出張講座開催数	①2回 ②15回	①1回 ②30回	①1回 ②44回	①2回 (毎年度回数を維持) ②40回	

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 区立小・中学生等に対して、問い合わせ先を掲載したヤングケアラー関連の冊子を配布すること等により、希望する子どもたちからの意見や思いを受け付けている。 (2) 本事業は継続的に実施しているところではあるが、子どもたちから受けた意見や思いについての事業への反映の仕方については、引き続き検討していく。	(1) 今年度はヤングケアラーの普及啓発のため、区立小4年～6年及び区立中学生に対しヤングケアラーの冊子を配布。高校生年齢児は区民全員に郵送。各区関連施設へヤングケアラーの冊子の掲示を依頼。各イベント時にヤングケアラーの冊子を配布。 (2) 今後、SNSで動画配信も準備している。	(1) 相談来所・家庭訪問も感染防止が最優先となり、思うように進められないことが多かった。また、話をじっくりとすることで関係づくりを進める必要があるが、あまり長時間の面談や頻回な面談はできていない。保護者もコロナを理由に訪問面談拒否されてしまうとそれ以上踏み込みづらい。 (2) 電話での対応・メールでのやりとりをすることで、関係性を保つ努力をしている。安全確認は短時間で対応。研修はZOOMやスカイプの活用の併用をしている。

①児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。
内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
30	重点事業 いじめ防止対策推進事業	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見のための取組を推進します。		①学識経験者、保護者・学校・地域・関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ②必要に応じ、学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会を開催します。 ③児童・生徒に対していじめ実態調査を年3回実施し、定期的な実態把握を行います。 ④心理検査を実施し、個々の行動面や心情面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立てます。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	指導課	①いじめの解消率 ②いじめ防止のための教員研修の実施	①小学校 93.5% 中学校 90.2% ②職層に応じ年3回実施	①小学校 82.2% 中学校 96.8% ②職層に応じ年3回実施	①小学校 81.5% 中学校 78.1% ②職層に応じ年3回実施	①小学校 100% 中学校 100% ②職層に応じ年3回実施

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 各校で教育課程に必ずいじめ防止の授業を行う旨を位置付け、いじめの問題は「人権問題」であることを指導している。 (2) 児童生徒から授業の振り返りとして学んだことをまとめさせ、次回以降の授業改善を図った。また、年2回実施する心理検査や年3回以上実施する区いじめ実態調査の結果から、児童生徒の心情や行動を受け止め、子どもの意見や考えを尊重した指導を日常的に行ったほか、いじめ問題対策委員会を年3回開催し、学校・家庭・地域が一体となっていじめ防止に取り組む枠組みを検討し、子どもの意見や考えを大人が受け止める環境を整備した。	(1) いじめ防止の授業について、事前もしくは事後に、学校だよりや学年だより等で保護者にも周知を図り、家庭で話題にするよう呼びかけた。 (2) 弁護士を講師に招いた授業を行う学校もあり、弁護士から、児童生徒は日常生活の中でいじめを防ぐために必要なことを学んだ。児童生徒が学んだことをスライド等にまとめ、全校で発表する等、学びの共有化を図る工夫を行った。	(1) 感染症拡大防止の観点から、いじめ防止授業を外部講師が行う際は、一堂に会することなく、オンラインによる授業を行った。 (2) 各回、オンラインで行う授業においても子どもの意見や考えをタブレットを活用して共有化する工夫を行った。

①児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。
内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
3 1	児童虐待防止の普及・啓発	児童虐待に関する知識を広く周知し、地域の中での気づきから早期発見につなげます。		児童虐待防止に関する区民への理解促進等を図るため、区民向け講演会や出前講座、児童虐待防止推進月間における児童虐待防止キャンペーン活動など、普及・啓発活動を実施します。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子ども家庭支援センター	区民講演会参加人数	—	66名	60名	85名

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 各学校や保育園等に対して、問い合わせ先を掲載した児童虐待防止推進月間のチラシ等を掲示することにより、希望する子どもたちからの意見や思いを受け付けている。 (2) 本事業は継続的に実施しているところではあるが、子どもたちから受けた意見や思いについての事業への反映の仕方については、引き続き検討していく。	(1) 各学校や保育園等に児童虐待防止推進月間のチラシ等の掲示を依頼。デジタルサイネージの活用やオレンジリボンの配布を行い、周知活動を行った。 (2) SNSに児童虐待防止の動画を継続してアップ中。	(1) 関係機関向けの研修もコロナで延期・中止があった。行事については定員を減らすことで、感染防止に努めるため、例年より集客しづかった。 (2) ZOOMやスカイプを活用・また感染防止対策を行い受け取りやすく袋にいれて渡すことで距離を保って配布する用努め、キャンペーン配布は実施できた。

①児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。
内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
3 2	こんにちは赤ちゃん事業	育児の不安を解消するとともに、把握された要支援の家庭に適切な支援を行い、虐待の未然防止と早期発見に努めます。虐待の未然防止と早期発見に努めます。		産婦及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子及び家族の保健指導や、子育て情報の提供を行います。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	健康推進課 長崎健康相談所	訪問率	—	88.7%	91.5%	100%

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたした点。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 基本的には新生児を養育する保護者（主に母親）からの聞取りによる。保健師等が家庭訪問し保護者との面接を行うことで、実際の子どもの発育状態や母子関係、家庭・家族環境を把握して子どもの育ちに相応しい環境であるか、不足や誤った養育の要因・対応はないかを確認している。 (2) 家庭訪問の際には、養育者に誰でも利用できる一般的な子育てに関するサービスをパンフレット等を活用し知らせている。また、面接から把握できた個別に必要なサービスについては利用に向けての手続き等の詳細情報を丁寧に伝えている。	(1) 妊娠届の際に妊婦に「母子保健バック」（妊娠から出産後の子育てに関する情報資料を一括にまとめたもの）を母子保健手帳とともに渡し、出産後に「こんにちは赤ちゃん事業」があることを周知している。 (2) 当該事業実施時には訪問指導員（保健師等）が一般的な子育てに関する一連のサービスを保護者に説明しているが、面接によりその家庭に個別に必要なと思われるサービスについては、手続きや関係機関の連絡先等、より詳細に保護者に説明している。また、訪問指導員の訪問報告を受け、保健所として特に支援の必要がある家庭と判断した場合は、つながりを持って継続して支援を実施している。	(1) 家庭訪問や対面による面接に感染への警戒心を持つ保護者が一定相当数増加し、一時、事業実績率が下がる傾向があった。 (2) 事業未実施時家庭への電話連絡による状況把握やホームページでの子育て情報発信など、コロナ禍にあっても親子の孤立化、育児の不安が回避できるよう積極的にアプローチした。また、虐待のリスクが高いと思われる家庭には訪問も含めこれまで通りの支援を継続した。今後は、オンライン面談等の非接触型の対応も視野に入れ、どのような状況でもタイムリーに子育て家庭の実態把握ができるよう環境整備していく。

①児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。
内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
3 3	子育て訪問相談事業	親子の孤立化防止のために訪問し必要な支援を提供し、児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。		支援施設に出向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子ども家庭支援センター	訪問件数	—	3,707件	3,960件	4,000件

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 子ども家庭支援センターの相談員が希望する保護者の自宅を訪問すること等により、保護者からの意見や思いを受け付けている。 (2) 本事業は継続的に実施しているところではあるが、保護者から受けた意見や思いについての事業への反映の仕方については、引き続き検討していく。	(1) SNSやインスタグラム・HPを活用し広報・周知に取り組んでいる。 (2) 保健所の赤ちゃん訪問時に渡すセットの中にも様々な事業の案内を同封し、身近な存在として子ども家庭支援センターが認識されるように工夫している。	(1) 相談来所・家庭訪問も感染防止が最優先となり、思うように進められないことが多かった。コロナ渦で育児不安も高まり、訪問の依頼は増えている。バースデイ訪問はコロナ渦でも継続して行っている。 (2) 訪問に加え電話での対応・メールでのやりとりをすることで、関係性を保つ努力をしている。安全確認は短時間で対応。

①児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。
内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
3 4	母子一体型ショートケア事業 (ひとり親家庭支援事業)	要支援家庭の母子を見守り、心身の健康回復により児童虐待防止を図ります。		見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	母子一体型ショートケアの延利用日数	—	80日	121日	100日

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 母親、子どもの権利グループ、保健師、保育所、学校等からの情報収集している。 (2) 収集した情報をもとに、子どもの心身の健康と、子どもが安全に生活することのできる環境につながることを第一に考えている。	(1) 一般に公開してはいない。必要に応じて関係機関に事業を知ってもらうよう努めている。 (2) 相談面接の際に、利用を勧めている。	(1) コロナ感染の有無を検査等してから利用となったので、家族が陽性なため入居できないこともあった。 (2) 素早く検査できる医療機関の確保によりできるだけ早い入所ができるよう努力した。入所後は外出を控えてもらうなどに努めた。

①児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。
内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
35	家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業	様々な理由から公的な支援の「隙間」にある家庭に寄り添う地域活動を支援し、家庭の孤立や児童虐待の未然防止と早期発見に努めます。		親の孤立化・虐待の未然防止を図るため、区内でホームスタート事業（未就学児のいる家庭を訪問し、親の悩みなどの傾聴と、家事育児などの協働を行うボランティア活動）を行う団体に対して、活動経費の助成を行います。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	助成団体数	—	1団体	1団体	1団体

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたした点。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) オーガナイザー（調整役）が初産婦～未就学児のいる家庭を訪問し、その家庭の悩み・要望を聞き取り、必要なサービスを検討する。初回訪問時には子どもにも会い、一緒に遊ぶことで子どものニーズの把握に努めている。 (2) オーガナイザーとホームビジター（訪問ボランティア）が情報共有の上、ホームビジターが訪問（週1回2時間、計4回～6回）し、必要に応じて関係機関との連携を行う。訪問時には子どもの気持ちを確認しながら一緒に過ごし、遊んだり、ケアをしつつ、子どものニーズにも応えている。	(1) 利用に関しては、主に区民ひろば、子ども家庭支援センター、保健所でリーフレットを配布し保護者へ周知している。 (2) 保健所の新生児訪問等で助産師がリーフレットを配布することで利用につながっている。また、区民ひろば南大塚で親子連れの手伝いをしつつリーフレットを配布している。また、区民向けの活動報告を行っている。	(1) 申し込みのキャンセル件数が増加。また、利用者、子ども、訪問者本人やその家族がコロナ感染罹患のため訪問を中断したこともあった。 (2) 利用者の希望に沿い、訪問場所を戸外にして外遊びをした。そのほか、利用者ビジター双方にリマインドの際に体調の確認をする、ビジターの当日の検温、手洗い消毒、マスクの取り換え、換気、飲食はしないなどの対策を取りながら訪問を続けた。

①児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。
内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
3 6	スクールカウンセラー事業	都公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。		都公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	指導課 教育センター	配置校数 (全小中学校30校)	—	30校	30校	30校

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたした点。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 一学期中にスクールカウンセラーによる全員面談を実施し、児童生徒が日常感じている声を拾い上げた（学校SC）。日常の教育活動を参観し必要に応じて問いかけ、教職員や保護者から意見を聴くなどし、意見を拾い上げた（区立幼稚園SC）。 (2) 子どもたちの意見や考えを受けて、スクールカウンセラーと教員が連携し、子どもの困り感に寄り添った指導を行った（学校SC）。子どもや保護者の意見や考えを受けて、スクールカウンセラーと教員が連携し、問題解決を図った（区立幼稚園SC）。	(1) 定期的にスクールカウンセラーだよりを発行し、子どもたちの悩みを受け止める体制を広報・周知した（学校SC）。日常の教育活動で必要に応じて伝えたり、保護者や教員を通じて伝えた（区立幼稚園SC）。 (2) 子どもたちがカウンセラーに相談しやすくなるように開放的な部屋とする等の工夫を行った（学校SC）。子どもたちが相談しやすいよう日常の教育活動で話しやすい雰囲気づくりなど工夫した（区立幼稚園SC）。	(1) 各学校において、オンライン面談を行う時間設定に苦労した（学校SC）。子どもたちが直接電話で相談できるような場面を作ることには難しかった（区立幼稚園SC）。 (2) オンラインを活用した面談も行い、感染拡大防止に努めた（学校SC）。必要に応じて電話で相談できる体制を作った（区立幼稚園SC）。

①児童虐待防止対策・いじめ防止対策

目標：児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。
内容：児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。
いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
37	スクールソーシャルワーカー活用事業	学校と連携し、児童虐待やいじめを受けている児童・生徒を早期に発見し、関係機関と連携し支援を行います。		学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ（訪問型の支援）を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	教育センター	全小中学校30校	—	29校	27校	30校

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 10月より全小中学校に週3時間の学校配置型SSWを置くことを開始し、学校の中でSSWが直接子どもたちと関わるようになったことで、困り感を早期に拾い上げることができている。 (2) 子どもの意見や思いをわかりやすく保護者や教員に伝えることで、課題の解決に向けての連携を図った。	(1) 子どもへの直接的な広報・周知はしないが、学校配置型SSWと学校で触れ合うことで相談できる大人として、結果的に広報・周知となっている。 (2) 子どもがSSWに話しやすくなるように一緒に給食を食べたり、スポーツをしたり、ゲームをするなど、子どもに近い立ち位置で、寄り添った支援を行うことを工夫した。	(1) 家庭訪問や面談が困難になる場合があった。 (2) オンライン面談や、クラスルームを活用してオンライン交流を行うなど、オンラインを積極的な活用を図った。

②相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。
内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
38	重点事業 「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置	子どもの権利侵害を予防、救済します。		虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	①設置 ②相談件数	①設置に向けて検討中 ②設置に向けて検討中	①設置に向け検討 ②－	①設置に向け検討 ②－	①令和4年度中に開設 ②50件

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたした点。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 子どもの権利擁護委員が実際に行っている「学校における学習プログラム」等、子どもの権利に関する事業に参加した子どもたちに「子どもの権利擁護センター(仮称)」や「子どもの権利擁護の取組」についてのアンケートを取ることで、子どもの意見や思いを聴取し、事業運営に反映させていく。 (2) 子どもの権利擁護センターに来所して相談できるだけでなく、区民ひろばやスキップ等子どもたちにとって親しみのある施設へのアウトリーチ型の相談対応を行うことで、子どもたちにとって相談しやすい環境を構築することを想定している。	(1) 「子どもの権利擁護センター(仮称)」設置後、区内小・中学校および区内高等学校の生徒に周知用の広報物等を配布したり、区内の子どもに関わる施設にも掲示・設置することで子どもたちに広く周知していく。 (2) 「子どもの権利擁護センター(仮称)」に相談したことで、どのような結果になったのか(「悩みが解決して学校が楽しくなった。」や「話ができて気持ちが楽になった。」等)、プライバシー保護を施しつつ実際にあった事例・結果等を紹介することで、子どもたちの利用促進に繋げていくことを想定している。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下で、子どもからの対面による相談が困難になることが想定される。 (2) 対面による相談が困難な場合を想定し、メールや電話、ハガキ、さらにはオンラインによる相談受付等、様々な方法で子どもたちに切れ目なく対応できるよう「子どもの権利擁護センター(仮称)」の拠点環境を検討・構築していく。

②相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。
内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
39	重点事業 子どもの権利擁護委員相談事業	子どもの権利侵害の相談に応じ子どもの救済、権利回復を図ります。		子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子ども家庭支援センター	権利侵害に関わる活動件数	5件	15件	12件	20件

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 子どもが利用する施設に子どもの権利擁護委員が各中高生センタージャンプに月1回出向き、日常の会話の中から子どもたちの意見や思いを聞いている。 (2) 子どもたちの意見や思いは継続的に受けているところであるが、子どもへの権利侵害について、より効果的な予防方法や救済・回復方法については、引き続き検討していく。	(1) 区ホームページのアウトリーチしている施設ページにて様子などを擁護委員の写真などを掲載している。SNSでも広報・周知している。 (2) 相談しやすいような写真や文章での広報している。	(1) 緊急事態宣言による施設閉館期間中は、従来のような遊びや日常会話の中から子どもたちの意見を吸い上げることができなかった。 (2) 施設閉館期間中でも、子どもたちから要望があった際には、個別に対応することで、子どもが相談できるような環境を絶やさないように努めた。

②相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。
内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
40	児童相談所の設置・運営	児童相談所を設置し、児童虐待に迅速・確実に対応する体制を実現します。		児童相談所を設置し、養護相談、育成相談、障害相談、非行相談、里親に関する相談など、子どもに関する専門的な相談を受け付け助言を行うほか、必要に応じて専門機関へ繋ぎます。また、緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察や短期入所指導を行う場合に、一時保護を行います。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	児童相談課	—	—	—	—	—

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 一時保護時に権利擁護についての説明を行い、子どもたちへの理解を促していく。また、意見箱の設置、子ども会議の実施やアドボケイターの訪問等により子どもたちからの意見や要望を汲み上げていく。 (2) 子どもたちからの意見や要望についてはその都度協議し、可能な限り保護所の運営に反映していく。	(1) 児童相談所の開設に向けて、広報としま特集号及びパンフレットの作成準備を行っている。 (2) 児童相談所の業務や相談窓口を分かりやすく示すとともに、柔らかなイメージとなるような挿絵を使用している。	(1) 一時保護時の児童のコロナ感染有無の確認、発症者が出た際のゾーニング対応等保護所の運営に支障がでないように準備を進めている。 (2) 医療機関の確保のため保健所との連携を図っていく。また、オンラインにより学習の機会を保障すべくタブレットの活用を検討している。

②相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。
内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
4 1	人権擁護委員相談事業	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施します。		法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子どもも対象とした電話相談を、24時間・365日実施します。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	区民相談課	人権擁護委員が、電話相談を24時間受け付けます。	—	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました。(相談件数は全3件)	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました。(相談件数は全7件)	継続実施

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 広報としまや区HPなどで人権擁護委員について周知し、相談した子どもたちの意見や思いを聴取し、より相談しやすい体制作りに取り組んでいる。 (2) 相談した子どもたちの意見や思いを聴取し、より相談しやすい体制作りで反映する。	(1) 広報としまや区HPなどで人権擁護委員について周知している。 (2) 人権週間に区庁舎内でパネル展示や、人権擁護委員が区内小学校で、「人権の花」啓発活動を行っている。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、対面相談は休止している。 (2) 新型コロナウイルス感染症が流行する前から実施している電話相談については、継続して実施している。

②相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。
内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
42	子ども若者総合相談事業 (アシスとしま)	子どもの相談へのハードルを下げ、気軽に相談体験することで将来の重篤化を予防します。		学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋げていきます。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子ども若者課	登録相談者数	—	144人	226人	250人

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 保護者からの相談もあるが、保護者だけでなく子ども本人からも直接話を聞いている。公立小中学校のタブレットパソコンからメッセージが送れる「アシスとおはなし」では本人とメッセージのやり取りを行っている。 (2) 子ども本人からの話を整理したり、悩みに寄り添うなど、本人がどうしたいかを大切に支援を行っている。	(1) ホームページ、ツイッターなどへの掲載、公立小中学校の児童生徒には「アシスとおはなし」のチラシを配付し、周知をおこなった。 (2) 「アシスとおはなし」のチラシは年度当初には小学1年生、中学1年生に配付しその他の学年は夏休み前に手元に届くよう順次配付した。また、「アシスとおはなし」のトップ画面のメッセージも夏休み明けなど不安が多くなる時期に合わせたメッセージに変更した。	(1) 選ぶ経験、体験が不足している子ども・若者が多く進路を選択できない子どもがいる。また、リモート授業が続いたことでリアルで人と会うことが不安になる若者などの相談があった。 (2) 小さなことから自分で選択する経験をすることで、自分で選んでいい経験を増やしていく。支援が繋がっている相談者についてはコロナ禍でも繋がっていることを電話やメールで伝えた。

②相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。
内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
4 3	子どもに関する相談事業	東西子ども家庭支援センターを中心に子どもに関するあらゆる相談を受け、迅速に対応・支援します。		0～18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面接、電話、Eメールなどで受けています。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子ども家庭支援センター	機関連携数	—	345件	367件	500件

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 0～18歳の子どもとその家族のあらゆる相談を面接、電話、Eメールなどで受けている。 (2) 子どもたちの相談は継続的に受けているところであるが、事業への反映の仕方については、引き続き検討していく。	(1) 子どもの電話相談専用のフリーダイヤルや子ども家庭支援センターのメールアドレスを周知することで子どもたちが安心して相談できるようにしている。 (2) 周知媒体について、子どもたちがためらわずに連絡できるよう、安心できるようなデザインを施す等の工夫している。	(1) 面接相談は感染防止のため、中止や延期をすることがあった。 (2) 高年齢児はメールでのやりとりをして。連絡を取り合うように工夫している。

②相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。
内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
4 4	子どもからの専用電話相談	フリーダイヤルで相談できることを周知し、子どもからの相談を受ける環境を整備することで、子どもの相談・救済を図ります。		18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子ども家庭支援センター	子どもからのフリーダイヤルでの電話相談件数	—	1件	4 件	4件

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っている。 (2) 子どもたちの意見や思いは継続的に受けているところであるが、事業への反映の仕方については、引き続き検討していく。	(1) 子どもからの相談ダイヤル番号をSOSカードに記載して子どもたちが掛けやすいように周知。 (2) 周知媒体について、子どもたちがためらわずに連絡できるよう、安心できるようなデザインを施す等の工夫している。	(1) 電話相談は子どもだけではなく。保護者もかかってきていた。フリーダイヤルからつながることができた児童は関係性をとれるように継続して相談を受けたが、相手の連絡先がわからないため、教えてもらえないと支援がきれる可能性があった。 (2) なるべく次につながるように児童との関係性を作る電話対応を工夫していく。

②相談・救済体制の整備

目標：虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。
内容：子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。

事業No.	事業名	事業目標		事業内容		
4 5	子ども家庭女性相談事業	DV被害者,ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。		配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。		
		目標	現状値(令和元年度)	令和2年度実績	令和3年度実績	目標値(令和6年度)
担当課	子育て支援課	相談件数	—	10,746件	10,689件	14,000件

【子どもの権利保障に関する項目についての取組】

(1) 事業を実施するにあたって、子どもたちからの意見や思いをどのように取り入れているか。 (2) 子どもたちの意見や思いを事業に反映しているか。	(1) 1人でも多くの子どもへ事業を知ってもらうため、広報・周知についてどのように取り組んでいるか。 (2) 実際に子どもたちが事業に参加もしくは利用してもらうために、広報・周知について工夫をしている点。	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響下等で、子どもの権利保障において大切な「体験・学習の機会」や「相談・居場所の確保」等、事業の継続に支障をきたしたこと。 (2) また、それを改善するために工夫して取り組んだ点や特に力を入れたこと。
(1) 母親、子どもの権利グループ、保健師、保育所、学校等からの子どもの情報収集している。 (2) 母子の場合、母は当然のこと、子どもの安全策を第一に考えて行動している。子どもの権利Gは、場合によっては児童相談所との連携を重視している。	(1) ひとり親のホームページの工夫。NPO団体との連携。 (2) 相談対応しているとき常に相談者のニーズにアンテナを張っている。関連イベント等での事業周知。	(1) テレワーク、学校等の休校により夫婦間、親子間のストレスの増加で相談が多くなったが、来所の機会は減少した。施設等への入所も減少した。 (2) メール相談の周知、感染対策をしっかりと行ったうえでの相談業務継続を目指した。